

市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

徴収の猶予

次の理由によって市税を一時に納付することができないときは、申請により1年以内の期間に限り、徴収が猶予される場合があります。

- ① 財産について災害を受けたり，盗難にあったとき
- ② 納税者またはその生計を一にする親族などが病気にかかったり，負傷したとき
- ③ 事業を廃止，または休止したとき
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤ 法定納期限から1年以上経過した後に，修正申告などにより納付すべき税額が確定したことで，市税を一時に納付することができない場合

換価の猶予

市税を一時に納付することにより，事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められるなど，一定の要件に該当するときは，その市税の納期限から6か月以内に申請することにより，1年以内の期間に限り，換価の猶予が認められる場合があります。

※原則，申請する市税以外に滞納市税がないこと

猶予が認められた場合

- ・ 猶予を受けた市税は，原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります
- ・ 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます
- ・ 財産の差押や換価が猶予されます

市税を納期限までに納付できない場合は，お早めに柏市収納課にご相談ください。